

緑水庵駐車場
自動販売機設置場所の貸付け
入札（郵送）案内書

入札参加受付期間

令和8年5月27日（水）から6月11日（木）まで

入札書提出期限 令和8年6月25日（木）午後5時

開札日時 令和8年6月29日（月）午前9時から

秦野市環境産業部環境共生課

目 次

1	貸付物件	・・・	1
2	入札参加資格	・・・	1
3	契約にあたっての主な条件	・・・	2
4	申請方法等	・・・	4
5	入札参加資格の確認等	・・・	5
6	入札（郵送）、開札の日時及び場所	・・・	6
7	契約の締結	・・・	7
8	その他	・・・	7
9	入札に関するお問合せ	・・・	8

緑水庵駐車場自動販売機設置場所の貸付け 入札（郵送）案内書

秦野市では、飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置・運営する事業者を選定するため、一般競争入札を実施します。

入札に参加する方は、この案内書をご覧いただいたうえで、参加してください。

1 貸付物件

（物件番号 緑水－１）

所在地	秦野市蓑毛２７０番地
設置場所	緑水庵駐車場入口付近植栽帯の一部
貸付面積	２．５６平方メートル（１．６ｍ×１．６ｍ）
備考	「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。

※自動販売機の設置台数は、１台です。

※貸付面積は概算です。転倒防止器具、放熱スペース、容器回収箱の設置に必要な面積とします。

※施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照してください。

※場所を確認する場合は、施設管理者に連絡した後にお願いします。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (2) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成１７年４月１日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理及び運営をする３年以上の実績を有していること。
- (4) 個人の場合は本市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主た

る事務所)、支店又は営業所を有していること。

- (5) 国税、都道府県税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。
- (8) 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条に違反した者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 契約の内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき本市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 貸付期間

貸付期間は令和8年8月1日から令和11年7月31日までの3年間とし、契約更新は行いません。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額(「おいしい秦野の水」の売上を除く。)に貸付料率の割合を乗じて得た金額(円未満は切捨て)に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する最低貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札した者を設置事業者と決定します。

(4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月15日までに報告書を本市に提出することとし、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を本市が指定する期日までに支払うものとします。

(5) 費用負担区分

ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機及び回収箱の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、すべて設置事業者の負担とします。

イ 電気料

設置事業者は、電気使用量計測用子メーター（以下「子メーター」という。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気使用料について、本市が算定した電気料金（自動販売機が設置されている施設の電気料金を子メーターで計測された電気料で按分）を指定する期日までに支払うものとします。

(6) 違約金の算定方法

設置事業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、本市が指定する期日までに納入するものとします。（算定式：違約金＝現年度月平均売上金額（税込）×落札時貸付料率×0.1×契約不履行月数）

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指します。

(7) 自動販売機の仕様

ア 緑水庵と調和するデザインとします。

イ ユニバーサルデザインに配慮した機器としてください。

ウ 省電力対応など、環境負荷を低減する機器としてください。

エ 交通系ICを含む複数の電子マネー決済に対応した機器としてください。なお、電子マネーの種類は利用者の利便性を考慮したうえで設置事業者が検討してください。

オ 災害時に自動販売機内の飲料水等を設置事業者の負担により無償で提供できるものとしてください。

(8) 販売品目の条件

ア 清涼飲料水（缶・ペットボトル等）を販売するものとし、酒類は販売しないでください。

イ 販売品目については、発注者と協議して決めてください。

ウ 「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れてください。

エ 販売価格は、標準販売価格以下の価格としてください。

(9) 自販機の設置

ア 日本産業規格（J I S）の据付基準や清涼飲料自販機協議会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じてください。

また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認してください。

イ 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行ってください。

(10) 管理運営

ア 商品の補充、賞味期限の管理、金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理を適切に行ってください。

イ 偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、「自販機売機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めてください。

ウ 自動販売機設置に伴う事故については、発注者の責に帰する場合を除き、設置事業者がその責を負うものとします。

エ 商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の責任において速やかに復旧してください。

オ 自動販売機の故障や問合せについては、設置機器の見やすい位置に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応してください。

カ 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損又は損傷した時は、設置事業者の責任において対応してください。

キ 自動販売機に併設して回収箱等を設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行い、回収箱から容器等があふれることのないようにしてください。

ク 契約満了等により、自動販売機を撤去した場合には、設置事業者の負担のもと原状回復を行い、発注者の確認を受けてください。

4 申請方法等

(1) 受付期間

令和8年5月27日（水）から6月11日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出場所

秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所西庁舎1階環境共生課

※書類を直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送により、提出

してください。

(3) 提出書類

ア 入札参加申請書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 証明書（発行日から3か月以内のもの）

（ア） 個人の場合

身分証明書

（イ） 法人の場合

登録事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

エ 国税、市税の滞納がない証明書（いずれも発行から3か月以内）

オ 過去3年以内に自ら管理運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証する使用許可書または契約書の写し

カ 自動販売機の設置実績報告書（第3号様式）

キ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類（カタログでも可）

(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和8年5月27日（水）から6月11日（木）午後5時まで

イ 質問提出方法

質問書（第4号様式）を4（2）に記載の場所に持参するか、郵送、ファックス又は電子メールでの送付とします。

ウ 質問者への回答

質問者に対し、電子メールにて回答します。

なお、必要に応じてその他の入札参加希望者に対しても、質問回答内容を電子メールにてお知らせすることとします。

5 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年6月17日（水）までに、入札参加希望者に結果を一般競争入札参加確認結果通知書（第5号様式）で通知します。

なお、参加者資格のある方に対しては、入札書（第6-2号様式）及び入札参加に当たっての留意事項を送付します。

また、結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

6 入札（郵送）、開札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出

「入札書（第6－2号様式）」に必要事項及び入札金額等を記載のうえ、「入札用封筒の記載例（記載例1）」のとおり同封し、「入札書の入った封筒の封入の仕方（記載例2）」により、直接持参若しくは一般書留又は簡易書留による郵便で令和8年6月25日（木）までに「秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所西庁舎1階環境共生課」に提出してください。

※「入札書（第6－2号様式）」には、必要事項及び貸付料率をパーセント（少数第2位まで）記載します。

なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合とします。

(2) 開札及び開札日時

令和8年6月29日（月）午前9時から開札します。

落札者には電話、ファックス等でお知らせします。

(3) 開札場所

秦野市役所西庁舎1階会議室

(4) 開札の立会い等

立会いは必要ありません。入札事務に関係のない市職員が立会い、開札を執行します。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時までの所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

オ 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

カ 記名及び押印のない入札

キ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

ク 入札書の料率の表示を改ざんし、又は訂正した入札

ケ 最低貸付料率未満の入札

コ その他入札条件に違反した入札

(7) 落札者の決定

最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

(8) くじによる落札者の決定

落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、その対象者全員に対してくじ引きを実施します。その際は、環境共生課から別途連絡します。

(9) 再入札

最初の入札において落札者がいないときは、1回に限り再度の入札を行います。その際は、環境共生課から別途連絡します。ただし、最初の入札に参加しなかった者及び失格又は無効となった者は参加できません。

(10) 入札結果の公表

入札の結果については、落札者名、落札料率及び入札参加者数を秦野市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結

(1) 貸付契約の締結

落札者は、落札決定の日から起算して10日以内（ただし、10日目が土・日・祝日の場合は、その直後の平日まで）に行います。

この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

なお、貸付契約書（案）は別紙のとおりです。

(2) 契約に係る経費負担

本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(3) 契約保証金

免除します。

8 その他

(1) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。

(2) 提出された資格確認資料は、返却しません。

- (3) 提出された資格確認資料を公表し、又は無断で他の目的に使用することはしません。
- (4) 契約期間中に会社の名称変更、合併等があった場合でも契約内容を引き継ぐものとします。
- (5) 入札参加資格を有すると認められた者が2者に満たないとき、入札を公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てること及び入札に要した費用を本市に請求することはできません。

9 入札に関するお問合せ

秦野市役所 環境産業部 環境共生課 環境総務担当

郵便番号 257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号 0463-82-9618

FAX 0463-82-6256

電子メール k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp